

**2023 年度
副市長レビュー（秋）
協議事項一覧**

2023年度副市長レビュー（秋）【協議事項一覧】3部局3案件

1 総務部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	文書行政課	歴史的公文書のデジタル化について	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的公文書のデジタル化を進め、公文書館に求められる機能を果たす。 ・歴史的公文書から、市町村合併等に関する文書や合併前旧市町村の記念事業に関する文書、市内で行われた全国的なイベントに関する文書及び災害に関する文書を抽出する。 ・5年間で、紙文書として保存するものと、デジタル化することで廃棄できるもの等を精査し、デジタル化を進め、総量を減らす。 ・デジタル化したものの中から代表的なものをホームページで公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化（スキニングによるPDFデータ化）を委託により進めることについて ・デジタル化した歴史的公文書をホームページ上で公開することについて 	提案内容を一部見直しを進める

2 市民部文化振興担当

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	美術館	美術館の施設老朽化にともなう今後の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と協力体制を構築し、新美術館の規模、機能など、どのような美術館が浜松市に必要なか検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新美術館に関する庁内検討の実施について 	提案どおり進める

3 健康福祉部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	障害保健福祉課	重度障害者に対する大学修学、就労支援に関する事業について	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、修学、就労機会の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の内容およびスケジュールについて 	提案どおり進める

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	総務部 (文書行政課)	
2 協議事項 (案件名)	歴史的公文書のデジタル化について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書等の管理に関する法律により、地方公共団体は歴史的公文書の適切な保存や市民利用などのため、適正な管理をするよう努力義務が課されている。 法の趣旨を踏まえ、政令指定都市においては、20 市中 11 市で公文書館又はそれに準ずる施設が設置されている。 令和 3 年 2 月議会において市民クラブ平間議員の代表質問に対し、デジタル化も含めて歴史的公文書を市民が利用できる仕組みについて検討することを答弁している。 本市では公文書館を設置していない。歴史的公文書は各所属内や山下町書庫等で保管しており、歴史的公文書一覧リストにより管理している。 	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館を設置するためには、施設及び人員の確保（館長、専門職員等）が必要であり、相当な費用負担が発生する。 現用文書の保管場所の確保にも苦慮している状態であることから、既存施設の活用による公文書館の設置は現実的ではない。 公文書館を設置するのではなく、デジタルを活用することによる、適切な保存と市民利用について検討してきた。 	
5-1 方向性の提案(目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館に求められる機能としては歴史的公文書の「保存」と「市民利用」があることから、歴史的公文書のデジタル化を進め、公文書館に求められる機能を果たす。 歴史的公文書一覧リストから、市町村合併等に関する文書や合併前旧市町村の記念事業に関する文書、市内で行われた全国的なイベントに関する文書及び災害に関する文書を対象として抽出する。 対象文書について、所管課の協力を得ながら、5 年間で、紙文書として保存するもの（紙文書であることに価値があるもの）と、デジタル化することで廃棄できるもの等を精査し、デジタル化を進め、総量を減らす。 デジタル化したものの中から代表的なものをホームページで公開する。 この作業を検証し、残りの歴史的公文書のデジタル保存の計画を立てる。 	
5-2 上記の方向性に論議性、有効性など	<p>①対象文書のデジタル化（スキャニングによる PDF データ化）を業務委託により進める。</p> <p>②デジタル化した歴史的公文書をホームページ上で公開する。</p>	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 既存施設を公文書館として活用した場合とデジタル化した場合のコストを比較すること。
7 その他		

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	市民部文化振興担当 (美術館)	
2 協議事項 (案件名)	美術館の施設老朽化にともなう今後の在り方について	
3 背景・現状 (現状把握で きる統計数値 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館は1971年7月のオープンから52年が経過。 ・2011年に新美術館基本構想を策定したが、議会等の了承が得られず、以後白紙となっている。 ・2017年に施設設備の老朽化、取り巻く状況変化への対応として、アセットマネジメント推進課による長寿命化基本方針に基づく大規模改修（築後40年経過時）及びトラックヤード増築を行い、機能改善を図り、現在に至る。 ・展示室の狭小、市民ギャラリー、カフェスペースの未整備、駐車場不足等、市民の多様なニーズに対応できていない現状。 ・2023年5月議会にて、「新美術館構想策定」について黒田議員から問われ、「中・長期的な展望のもと、美術館の在り方を検討する」と市長答弁。 	
4 検討経過・課題	<p>【他都市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市と同等の人口を有する新潟市、北九州市、熊本市の人口1人当たり に占める施設占有面積、展示室占有面積を比較。 ・《施設》占有面積平均：本市の約2.2倍 (本市人口に換算した場合6,000㎡程度の延べ面積となる) ・《展示室》占有面積平均：本市の約2.5倍(同1,800㎡程度) (浜松市美術館：延べ面積：2,631.02㎡、展示室の延べ面積：676.13㎡) ・基本構想から竣工まで8～10年程度を要する見込み。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化基本方針に示す目標使用年数80年までに新美術館へ移行するた め、必要とする面積規模、建築候補地等整備方針の方向付け。 ・常設展示実施に向けたハード面の改善。 ・収蔵庫が美術館と引佐の遠距離にあるため、より良い管理方法の検討。 	
5-1 方向性の 提案(目指 すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と協力体制を構築し、新美術館の規模、機能など、どのような 美術館が浜松市に必要なか検討するもの。 	
5-2 上記の方 向性決定に 向け議論す る事項(妥 当性、必要 性、有効性 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・新美術館に関する庁内検討の実施について 	
6 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 市全体にとって、最も効果的なも のとなるよう幅広に検討するこ と。
7 その他		

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	健康福祉部 (障害保健福祉課)																																										
2 協議事項 (案件名)	重度障害者に対する大学修学、就労支援に関する事業について																																										
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護」等は、重度障害者を対象に居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護等について支援するものであり、修学、就労に伴う支援は対象外となっている。 ・ ICTの発達、働き方の多様化など修学、就労環境が変化している。 <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、地域生活支援促進事業に事業を追加 大学修学・・・2018年～、就労支援・・・2021年～ ・ 他政令市の状況 大学修学・・・20市中11市、就労支援・・・20市中14市 (静岡市は、両事業を実施済み) ・ 障害者の法定雇用率の引き上げ <table border="1" data-bbox="411 931 1369 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>2023年度</th> <th>2024年4月</th> <th>2026年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業の法定雇用率</td> <td>2.3%</td> <td>2.5%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>対象事業主の範囲</td> <td>43.5人以上</td> <td>40.0人以上</td> <td>37.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用率制度における算定方法の変更 <table border="1" data-bbox="411 1093 1369 1438"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">2024年4月～</th> </tr> <tr> <th>週所定労働時間</th> <th>30時間以上</th> <th>20時間以上 30時間未満</th> <th>10時間以上 20時間未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議会質問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自民党平野議員より 2023年9月議会質問有（就労支援） ・ 自民党 2024年度当初予算要望有（就労支援） ・ 市民クラブ北野谷議員より 2023年11月議会質問有（大学等） 				2023年度	2024年4月	2026年7月	民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%	対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上			2024年4月～		週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	身体障害者	1	0.5	-	重度身体障害	2	1	0.5	知的障害者	1	0.5	-	重度知的障害者	2	1	0.5	精神障害者	1	0.5	0.5
	2023年度	2024年4月	2026年7月																																								
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%																																								
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上																																								
		2024年4月～																																									
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満																																								
身体障害者	1	0.5	-																																								
重度身体障害	2	1	0.5																																								
知的障害者	1	0.5	-																																								
重度知的障害者	2	1	0.5																																								
精神障害者	1	0.5	0.5																																								
4 検討経過・課題	<p>(検討経過)</p> <p>2021年 障害者自立支援協議会当事者部会で重度障害者の就労支援に関する質問有</p> <p>2022年 他都市の状況等の調査研究</p> <p>2023年 重度障害者の当事者（在宅勤務）からの要望 2024年度新規事業として制度設計。予算要求準備</p>																																										

	<p>(課題)</p> <p>●事業実施のための事務負担の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の支援体制（障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口の設置）の整備への市の協力が求められている。 ・大学等の実施する委員会へ出席（年1回以上）し、支援体制を確認。 ・重度訪問介護の請求は、通常、国保連を通じて請求するが、本事業は、別途市への請求手続等が必要となり、事業者、市の事務負担が増える。 ・大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であり、対象が多く、事業の周知方法の検討が必要。 ・民間企業に雇用されている場合は、雇用側の支援と福祉側の支援の切り分けについて検討が必要。 	
5-1 方向性の提案（目指すべき姿）	<p>障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、修学、就労機会の拡大を図る。</p>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項（妥当性、必要性、有効性など）	<p>●他の政令市等を参考に国の地域生活促進事業の要件に合致した制度設計により 2024 年度より事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 【就労】 重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けており、週 10 時間以上就労している者 【大学等】 重度訪問介護の支給決定を受けており、大学等の修学者 2 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 大学通学中及び大学等敷地内の身体介護等 【就労】 通勤や職場等における重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援 3 財源等（国費 1/2、県費 1/2、市費 1/2） <ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 国の補助単価を基本として設定 【就労】 国の重度訪問介護の単価を基本として設定 4 利用者負担 原則 1 割（所得により負担上限月額の設定あり） 	
6 結果	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p>
7 その他		